

三木市記者発表資料（令和3年1月14日発表）		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課 課長 本岡忠明	0794-82-2000 (内線 2430)
	健康福祉部健康増進課 課長 後藤洋子	0794-82-2000 (内線 715-101)

タイトル
<b>緊急事態宣言発令に伴い市内公共施設の利用を午後 8 時まで ～新型コロナウイルス感染者の減少に向けて～</b>
内容
<p>1 月 13 日、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を兵庫、栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、福岡の 7 府県に再発令し、1 月 7 日に緊急事態宣言が再発令されました首都圏 4 都県と合わせて 11 都府県に拡大されました。これを受け、三木市では同日午後 4 時 30 分から第 48 回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について協議を行いました。</p> <p><b>1 期 間</b> 1 月 15 日（金）～2 月 7 日（日）まで ※ 今後の感染者の状況により変更する場合があります</p> <p><b>2 市の対策について</b></p> <p>(1) 公共施設・社会福祉施設等（各施設の対応状況は別表のとおり） ア 屋内、屋外とも利用時間を午後 8 時までとする。 イ これまでからの感染防止対策を継続し、屋内の収容率を 50%以下とし、屋外施設は人と人との距離の十分な確保の上使用いただく。</p> <p>(2) 自治会公民館 市の公共施設・社会福祉施設等の対策に準じた利用を自治会へ依頼</p> <p>(3) 市職員の勤務体制 兵庫県からの要請を受け、テレワークや時差出勤等の導入による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p>
セールスポイント
これまでどおりの 3 密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの着用、手洗い消毒、換気などの感染防止対策を実践いただき、市民の皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との思いを持って取り組むことが大切であり、一層のご理解、ご協力をお願いします。